七　顧客から出資され、若しくは拠出された財産又は当該商品ファンド関連受益権に係る信託財産の運用形態に関する次に掲げる事項
イ　元本確保型であるか、又は積極運用型であるかの別
ロ　元本確保型である場合にあっては、元本の確保の方法及び確保することができる元本の金額
ハ　積極運用型である場合にあっては、予想される損失の範囲
ニ　追加募集の有無
八　顧客から出資され、若しくは拠出された財産又は当該商品ファンド関連受益権に係る信託財産の投資の内容及び方針に関する次に掲げる事項
イ　地域別、種類別その他の投資の対象に係る分類別の比率の予定が明らかである場合にあっては、当該比率その他の主な投資の対象の内容及び基準に関する事項
ロ　法令その他の規則において投資の制限についての定めがある場合にあっては、当該制限の内容及びその根拠
ハ　借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無並びに投資に関する制限を設ける場合にあっては、当該制限の内容及びその根拠
ニ　繰上償還の有無
ホ　運用開始予定日
ヘ　運用終了予定日
ト　一年以内で定められた商品ファンドの運用に係る計算期間（以下この項において「計算期間」という。）
九　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項第一号に掲げる取引（以下この号及び第三十号イ(1)において「商品先物取引」という。）の投機性、資金運用効率、流動性、商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者の信用、商品投資顧問業者の運用手法その他の商品ファンドを商品先物取引で運用することにより予想される損失発生の要因
十　顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期
十一　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第五項第三号に掲げる契約を締結する場合にあっては、当該契約により顧客に付与される報告請求権の内容
十二　運用業者に関する次に掲げる事項
イ　定款上の事業目的
ロ　設立経緯
ハ　商号の変更
ニ　運用業者の役員の変更についての監督官庁及び株主等による承認の要否並びに当該承認が必要な場合にあっては、その根拠及び承認手続
ホ　定款変更、合併並びに事業譲渡及び事業譲受
ヘ　主要な出資又は拠出の状況
ト　訴訟事件その他の重要事項
十三　関係業者のうち主要な者に関する次に掲げる事項
イ　関係業者が商品ファンドから出資又は拠出を受ける者である場合にあっては、その資本金の額又は出資の総額
ロ　商品ファンドから新たに出資又は拠出を受けて関係業者となる法人が設立される場合にあっては、当該出資又は拠出の予定額
ハ　商品投資顧問業者及び商品投資に係る事業の規制に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第三条の許可と同種の許可等を受けている者に係る当該許可等の番号、当該許可等を与えた機関の名称及びその機関が属する国の名称、設立年並びに当該許可等を受けた年
ニ　商品ファンドの運用に係る業務内容
十四　運用業者及び関係業者のうち主要な者との資本関係
十五　商品ファンド関連受益権の募集又は売出しに関する次に掲げる事項
イ　商品ファンド関連受益権の名称
ロ　募集又は売出しの予定総額及び予定総口数
ハ　募集又は売出しの単位
ニ　申込みの期間、方法及び取扱場所
ホ　払込みの期日及び方法
十六　当該商品ファンド関連受益権に係る契約期間に関する事項
十七　特定金融サービス契約の変更に関する事項
ス契約の変更をする旨の開示の方法その他当該特定金融サービ
十八　当該特定金融サービス契約の解約に関する次に掲げる事項
イ　解約の可否
ロ　解約をすることができる場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　解約の条件及び方法
(2)　解約の申込期間
(3)　解約償還金の金額の計算方法及び支払方法
(4)　解約償還金の支払予定日
(5)　解約に係る手数料
(6)　解約が多発したときは、当初予定していた運用を行うことができなくなるおそれがある旨及び運用自体を行うことができなくなるおそれがある旨
十九　相手方金融機関による買取りの有無並びに買取りをする場合にあっては、その条件及び方法
二十　損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
二十一　相手方金融機関が顧客から手数料等を徴収する方法
二十二　商品ファンドから支払われる商品ファンドの管理に係る手数料等の支払先、計算方法、支払額、支払方法及び支払時期並びに当該支払額が未定の場合にあっては、その旨
二十三　商品ファンドに係る資産評価等に関する次に掲げる事項
イ　一口当たりの純資産額の計算方法及び資産の評価方法
ロ　計算期間
ハ　顧客への通知の方法
二十四　計算期間に係る商品ファンドの貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面その他の財務計算に関する書類に対する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十号へにおいて同じ。）又は監査法人の監査を受ける予定の有無及びその予定がある場合にあっては、監査を受ける範囲
二十五　商品ファンドの収益の分配の方法及び方針
二十六　満期時の償還金の金額の計算方法、支払方法及び支払時期
二十七　配当及び償還金に係る租税に関する事項
二十八　運用業者が外国法人である場合にあっては、国内に住所を有する者であって裁判上及び裁判外において当該運用業者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にあっては、その商号、名称又は氏名及び住所並びに当該権限の内容
二十九　当該商品ファンド関連受益権に係る契約その他の法律行為に当該商品ファンド関連受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の定めがある場合にあっては、その名称及び所在地
三十　元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品ファンド関連取引に係る特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場合にあっては、次に掲げる事項
イ　当該契約の締結の勧誘の開始日の前々月末日における次に掲げる事項ごとの当該商品ファンドに係る資産配分状況
(1)　商品先物取引（貴金属、農産物、エネルギー資源、その他の当該商品先物取引に係る主要な物品ごとの内訳を含む。）